

1961

臨時脚氣病調査會議事規則

第一條 會議ノ期日ハ會長之ヲ定ム

第二條 委員^{臨時委員ヲ會以下之ニ同シ}ノ席次ハ抽籤ヲ以テ

之ヲ定メ番號ヲ附ス但シ場合ニ依リ會

長之ヲ指定スルコトアルヘシ

本會幹事及議案ノ説明ニ任スル官吏ハ

番外トス

第三條 議案ハ會長之ヲ委員ニ配布ス

議事ハ議案配布ノ日ヨリ少クモ七日ヲ

經テ開クモノトス但シ議事ノ急ヲ要ス

ルモノハ此ノ限ニアラス

第

第